

関係各位

早稲田大学

被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対する入学検定料免除、入学金・学費等減免について（お知らせ）

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

早稲田大学では、本学の「災害等の被災学生および生徒等の学費等減免に関する細則」に則り、入学を希望している被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対して、その機会をできる限り保障するため、被災の状況により、入学検定料の免除、入学金・学費等の減免制度を用意しております。

つきましては、下記1に該当する方で、今回の制度の適用を希望する方は、下記の要領で手続きをおとりくださいますようご案内いたします。

記

1. 対象者

早稲田大学入学試験の志願者のうち、**学費負担者（主たる家計支持者）が、当該試験における入学年月日から遡って1年以内に災害救助法が適用された市町村（下記「災害救助法適用地域」参照）で被災された方で、早稲田大学への入学の意思があり、かつ入学検定料、入学金、学費等の減免を希望する方。（出願後に被災された方を含む）** ※入試種別は問いません。

2018年9月13日現在の災害救助法適用地域

●平成30年北海道胆振東部地震にかかる被害地域

【北海道】札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡当別町、石狩郡新篠津村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二世郡八雲町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町、檜山郡厚沢部町、爾志郡乙部町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、寿都郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、虻田郡真狩村、虻田郡留寿都村、虻田郡喜茂別町、虻田郡京極町、虻田郡倶知安町、岩内郡共和町、岩内郡岩内町、古宇郡泊村、古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、余市郡余市町、余市郡赤井川村、空知郡南幌町、空知郡奈井江町、空知郡上砂川町、夕張郡由仁町、夕張郡長沼町、夕張郡栗山町、樺戸郡月形町、樺戸郡浦臼町、樺戸郡新十津川町、雨竜郡妹背牛町、雨竜郡秩父別町、雨竜郡雨竜町、雨竜郡北竜町、雨竜郡沼田町、上川郡鷹栖町、上川郡東神楽町、上川郡当麻町、上川郡比布町、上川郡愛別町、上川郡上川町、上川郡東川町、上川郡美瑛町、空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、空知郡南富良野町、勇払郡占冠村、上川郡和寒町、上川郡剣淵町、上川郡下川町、中川郡美深町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、雨竜郡幌加内町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苫前郡苫前町、苫前郡羽幌町、苫前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、網走郡美幌町、網走郡津別町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、斜里郡小清水町、常呂郡訓子府町、常呂郡置戸町、常呂郡佐呂間町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡滝上町、紋別郡興部町、紋別郡西興部村、紋別郡雄武町、網走郡大空町、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、沙流郡平取町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひ

だか町、河東郡音更町、河東郡士幌町、河東郡上士幌町、河東郡鹿追町、上川郡新得町、上川郡清水町、河西郡芽室町、河西郡中札内村、河西郡更別村、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡幕別町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、川上郡標茶町、川上郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡中標津町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町（第1報、法適用日：平成30年9月6日）

●平成30年8月30日からの大雨にかかる被害地域

【山形県】新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村（第1報、法適用日：平成30年8月31日）

●平成30年7月豪雨にかかる被害地域

【高知県】安芸市（第1報、法適用日：平成30年7月6日）、長岡郡本山町（第5報、法適用日：平成30年7月6日）、香南市（第6報、法適用日：平成30年7月6日）、宿毛市（第6報、法適用日：平成30年7月7日）、土佐清水市、幡多郡三原村（第6報、法適用日：平成30年7月8日）、幡多郡大月町（第10報、法適用日：平成30年7月8日）

【鳥取県】鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町（第2報、法適用日：平成30年7月6日）、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町（第5報、法適用日：平成30年7月6日）

【広島県】広島市、安芸郡坂町（第2報、法適用日：平成30年7月5日）、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町（第5報、法適用日：平成30年7月5日）、三次市、庄原市（第16報、法適用日：平成30年7月5日）

【岡山県】岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町（第3報、法適用日：平成30年7月5日）、苫田郡鏡野町（第5報、法適用日：平成30年7月5日）、玉野市（第7報、法適用日：平成30年7月5日）、小田郡矢掛町（第9報、法適用日：平成30年7月6日）

【京都府】福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町（第4報、法適用日：平成30年7月5日）

【兵庫県】豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町（第4報、法適用日：平成30年7月5日）、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町（第4報、法適用日：平成30年7月6日）、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町（第4報、法適用日：平成30年7月7日）

【愛媛県】宇和島市、大洲市、西予市（第4報、法適用日：平成30年7月5日）、今治市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町（第5報、法適用日：平成30年7月5日）、八幡浜市（第15報、法適用日：平成30年7月5日）

【岐阜県】高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村（第8報、法適用日：平成30年7月6日）、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町（第8報、法適用日：平成30年7月8日）

【福岡県】飯塚市（第11報、法適用日：平成30年7月5日）、久留米市（第17報、法適用日：平成30年7月5日）

【島根県】江津市（第12報、法適用日：平成30年7月6日）、邑智郡川本町（第14報、法適用日：平成30年7月6日）

【山口県】岩国市（第13報、法適用日：平成30年7月6日）

●平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる被害地域

【大阪府】大阪市・豊中市・吹田市・高槻市・守口市・枚方市・茨木市・寝屋川市・箕面市・摂津市・四條畷市・交野市・三島郡島本町（第1報、法適用日：平成30年6月18日）

2. 被災の程度による学費等の減免基準

本制度の適用は「家宅等の被災状況」と「被災による収入の変化の状況」により決まります。

収入状況 家宅等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全 壊	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除
半 壊	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 半期分の学費等免除
一部損壊	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 半期分の学費等免除	適用なし
被害なし	入学検定料・入学金免除、 1年間の学費等免除	入学検定料・入学金免除、 半期分の学費等免除	適用なし

※水害による床上浸水は「一部損壊」と見なします。

3. 申請方法

以下の必要書類を揃えて、下記送付先まで郵送してください。

【必要書類】

①「災害等による入学検定料、入学金、学費等減免申請書」（所定様式）

※所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください。（記入例を参照してください。）

家宅等被災状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

②市区町村発行の「罹災証明書」

※罹災状況の区分（全壊、半壊、一部損壊）が明記された市区町村発行の証明書を提出してください。

③学費負担者（主たる家計支持者）の収入の状況が分かる資料

※被災の前後の収入状況が分かる書類（給与明細等）を提出してください。

被災の前後で収入に変化がない場合、提出は不要です。

④志願者および学費負担者（主たる家計支持者）の「住民票」の写し

（世帯全員が記載されたもの。本籍の記載は不要。）

⑤「戸籍抄本」

※学費負担者（主たる家計支持者）が被災により死亡した場合、その旨を「災害等による入学検定料、入学金、学費等減免申請書」の被災申告欄に記入し、戸籍抄本を提出してください。

⑥「診断書」

※学費負担者（主たる家計支持者）が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

【申請書送付先】

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学入学センター 入学検定料等減免係

4. 申請期限および審査結果通知

申請書送付期限：**当該試験における入学年月日の2週間前まで**（消印有効）

減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。書類受領後、審査のうえ、結果を文書にてお知らせいたします。

※お支払済みの入学検定料の取扱いについて

本学の審査により入学検定料、入学金、学費等減免が決定した場合には、お支払済みの入学検定料は返金させていただきます。

※申請にあたってご不明な点がございましたら、入学センターまでお問合せください。

以 上

お問い合わせ先 早稲田大学入学センター
電 話：03-3203-4331
e-mail:nyusi@list.waseda.jp